

令和元年6月12日
警察庁情報通信局
情報通信企画課長

警察庁インターンシップ（技術系）実施要領

1 趣旨

本要領は、大学、大学院等（以下「大学等」という。）の学生を対象とし、警察庁の技術政策に関するインターンシップ（以下「実習」という。）を体験させることにより、学生の学習意欲を喚起し、職業意識の涵養を図るとともに、警察行政への理解を深めてもらうことを目的とし、実習に関する募集及び受入れ、実施方法、実施期間その他必要な事項について定めるものとする。

2 実習生の資格要件

実習生は、本邦に所在する大学等の学生であって、日本国籍を有する者のうち、意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者とする。

3 実習生の募集及び受入れ

- (1) 警察庁情報通信局情報通信企画課長（以下「情報通信企画課長」という。）は、実習生の募集に関し、実習の実施時期、受入予定人数、実習内容、(3)に定める推薦の提出期限等について、警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、大学等に周知するものとする。
- (2) 実習を希望する学生は、大学等に「警察庁インターンシップ（技術系）調査票」（様式1）を提出するものとする。
- (3) 大学等は、実習への参加を推薦する学生を取りまとめ、「警察庁インターンシップ（技術系）推薦書」（様式2）を情報通信企画課長に提出するものとする。
- (4) 情報通信企画課長は、大学等の推薦に基づき、受け入れる学生を決定するとともに、大学等に当該決定について通知するものとする。
なお、学生への通知は、大学等において行うものとする。
- (5) 実習生の受入れに当たっては、大学等と情報通信企画課長との間で、実習に関する遵守事項等を記載した覚書を締結するものとする。
また、大学等は、実習生に対し、当該覚書に定める事項の周知を徹底するとともに、円滑な実習を実施するために必要な指導等を行うものとする。
- (6) 実習生は、実習に先立ち、服務規律の遵守等に係る誓約書を、情報通信企画課長に提出しなければならない。

4 実習の実施方法等

- (1) 情報通信企画課長は、実習生の受入れに当たり、当該実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「指導官」という。）を指名するものとする。
- (2) 指導官は、実習の内容等を記載した実習計画書を作成するなど、実習の適正、効果的かつ計画的な実施に努めるものとする。この場合において、指導官は、実習内容が、機密性の高い情報を扱う内容とならないよう配慮しなければならない。

- (3) 情報通信企画課長及び指導官は、実習期間中、機密性の高い情報に接し得る状況に実習生を置いてはならない。
- (4) 実習生は、実習期間の終了後、指導官等の助言を受け、実習内容に関する報告書を作成し、大学等及び情報通信企画課長に提出しなければならない。ただし、実習期間中に実習内容に関する発表会等を行った場合には、当該発表会等の発表資料をもって、情報通信企画課長に提出する報告書に代えることができるものとする。
- (5) 実習生は、(4)に定める報告書を大学等に提出する場合には、事前に情報通信企画課長の承認を得なければならない。

5 実習期間

実習期間は、令和元年9月12日（木）から13日（金）とする。

6 実習時間

実習時間は、原則として午前9時30分から午後6時15分とし、このうち、午後0時から午後1時までの間を、休憩時間とする。ただし、指導官が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、当該時間外に実習を実施することができるものとする。

7 実習場所

実習場所は、原則として警察庁（千代田区霞が関2-1-2）とする。ただし、情報通信企画課長が必要と認める場合には、他の警察機関において実習を実施することができるものとする。

8 実習生のサービスの取扱等

- (1) 実習生は、国家公務員の身分は保有しないものの、実習期間中は、原則として警察庁職員のサービスに準ずるものとし、警察庁職員が遵守すべき法令等に従わなければならない。また、実習生は、公務員がその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされていることに鑑み、実習期間中は、これに類する行為（特定の政治政党、宗教、企業及び団体の利益のための行為を含む。）を行ってはならない。
- (2) 実習生は、実習に関し指導官の指導及び監督に従うとともに、実習時間中は、実習に専念しなければならない。
- (3) 実習の欠務は、正当な事由がある場合を除き、これを認めない。正当な事由に基づき欠務する場合には、事前（やむを得ない場合には事後）に指導官に申し出なければならない。

9 情報の取扱

- (1) 実習生は、実習期間中及び実習終了後、実習に関し知り得た情報（公開されているものを除く。以下同じ。）を部外者（所属する大学等の者を含む。以下同じ。）に漏らしてはならない。
- (2) 大学等は、実習中及び実習終了後、実習生が実習に関し知り得た情報を部外者に漏らさぬよう指導及び監督しなければならない。

- (3) 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に情報通信企画課長の承認を得なければならない。

10 実習の中止

- (1) 情報通信企画課長は、本要領に違反する行為をした実習生に関し、実習を中止することができるものとする。また、実習を継続することにより警察庁の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見できる場合又は実習の目的を達成することが困難であると認める場合も、同様とする。
- (2) (1)に定めるところにより実習を中止した場合には、情報通信企画課長は、速やかに、当該実習生が所属する大学等に、当該中止の理由等を通知するものとする。

11 個人情報の提供等の禁止

警察庁は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、法令に基づく場合を除き、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供してはならない。また、警察庁は、法令に基づく場合を除き、実習生の個人情報を実習の実施以外の目的に使用してはならない。

12 経費負担

警察庁は、実習生の実習のために要する費用（交通費、滞在費、食費等）を負担しない。

13 災害補償

- (1) 大学等は、実習期間中の事故等により、実習生が傷害を負った場合又は実習生が警察庁等に損害を与えた場合等に備え、実習生に、「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」その他の傷害保険及び賠償保険（以下「保険」という。）に加入させなければならない。
- (2) 大学等は、実習に先立ち、実習生が保険に加入したことを示す証明書を、情報通信企画課長に提出しなければならない。

14 実習生の懲戒等

実習生の懲戒処分は大学等が決定するものとし、損害賠償等に関する最終的な責任は、13(1)の範囲で大学等が負うものとする。

15 雑則

- (1) この要領に定めるもののほか、実習に関し必要な事項（大学等が関わるものを除く。）は、情報通信企画課長が定める。
- (2) この要領に定めるもののほか、実習に関し必要な事項（大学等が関わるものに限る。）及び実習の実施について疑義が生じた場合には、情報通信企画課及び大学等が協議して決定するものとする。